

株主の皆様へ

J F E コンテナ株式会社

株主の皆様から頂きましたご質問への当社回答について

第61回定時株主総会の開催にあたり事前に株主の皆様より頂きましたご質問及び同総会当日に頂きましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきまして、回答要旨をご紹介します。

1. 預け金と借入金について

(1) 預け金の考え方について

<ご質問>

有価証券報告書によれば、2021年3月期末において、貴社は短期借入金12億円を平均利率3%で調達しており、J F Eグループ全体で見れば、「貴社が市中金融機関から3%で調達した資金を、低利でJ F Eグループ企業が利用する。金利の逆ざやについては貴社が負担する。」という構造になっている。親子上場に係わるコーポレートガバナンスの視点から、どのように考えているか？

<会社回答>

ご指摘の短期借入金の大部分は、中国子会社による現地金融機関からの借入であり、中国での借入金利率が反映された結果、平均利率は3.0%となっています。

国内の預け金を当社から親子ローンという形で中国子会社に融資すると、為替リスクを伴いますので、現地金融機関からの借入という形で対応しております。中国子会社は、現地金融機関から調達した当該借入金を現地での運転資金に充てており、J F Eグループの預け金制度による預け入れをしているわけではございません。

そのため、ご指摘のような構造になっているわけではなく、コーポレートガバナンスの視点からも何ら問題がないものと考えております。

(2) 借入金の増加について

<ご質問>

2022年3月期の資金需要をまかなうため、短期借入金は期中6億円増加し期末残高18億円に、預け金は期中18億円減少し期末残高58億円となった。

短期借入金に頼ることなく、全額を預け金の取崩しで対応できたのではないかと。2022年3月期の資金需要に対し、全額「預け金の取崩し」で対応しなかった理由は何か。

<会社回答>

2021年度は国内・中国ともに鋼材価格の高騰に伴う運転資金の増加に伴い資金需要が発生いたしました。国内は預け金の取り崩し、中国は現地金融機関からの資金調達にて対応いたしました。借入金の増加はすべて中国子会社の現地での借入増によるもので、国内の借入金残高の変動はございません。

中国子会社の資金需要に対して、国内の預け金を当社から親子ローンという形で

中国子会社に融資し、グループ全体の借入金の増加を抑制する手段もございますが、為替リスクが伴うため現在は実施しておりません。

2. 株式交換について

(1) JFE商事の取扱いについて

<ご質問>

会社法135条では「原則、子会社は親会社の株式を取得できない」旨が規定されている。今回の取扱いで、JFE商事にはJFEホールディングスの株式が割り当てられることになるが、子会社が親会社の株式を取得することに問題はないか？

<会社回答>

今回の取扱いで、JFE商事にはJFEホールディングスの株式が割り当てられることは、法令上の例外規定（会社法135条2項5号・会社法施行規則23条7号ハ）に該当するため、問題ございません。

(2) フェアネス・オピニオンの取得について

<ご質問>

本件交換比率についてフェアネス・オピニオンを取得していない理由は何か。

<会社回答>

本件において、当社の取締役会の意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、次の措置を通じて、当社の少数株主の皆様のご利益には十分に配慮がなされていると考えていることから、フェアネス・オピニオンの取得は不要と考えております。

- ①当社及び特別委員会のそれぞれにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ②当社における独立した法律事務所からの助言
- ③当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- ④当社における取締役の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見の取得

(3) 類似事例について

<ご質問>

2022年5月6日に開示された本件取引に関するプレスリリースの27頁に「9（3）②ウ（ウ）近時の類似事例におけるプレミアムとの比較においても遜色のないプレミアムが確保されていること」とある。「類似事例」にはどのようなものがあるか。

<会社回答>

本件のプレミアムを検討するに際して、

- ・2020年5月14日に公表された三井化学株式会社による株式会社アークの株式交換
- ・2021年3月16日に公表された東急株式会社による株式会社ながの東急百貨店の株式交換

- ・2021年4月28日に公表されたシキボウ株式会社による新内外綿株式会社の株式交換

など近年の本件類似事例を総合的に勘案したうえで参考にしております。また、「公正なM&Aの在り方に関する指針」が策定・公表された2019年6月28日以降に公表された本件類似事例におけるプレミアムの中央値は20%程度であり、本件のプレミアムはこれら類似事例のプレミアムと比較して遜色のない水準であると考えております。

(4) 株式交換を行う理由について

<ご質問>

JFEチールの完全子会社化の理由に、脱炭素・水素社会の実現に向けた取り組み強化、シナジー効果を謳っているが、具体的には何か？

<会社回答>

JFEスチールは本格的に水素関連事業を進めようとしております。水素事業の拡大は当社の容器だけでは限界があり、そのような中で、JFEグループ全体で当社のシーズも含めて水素事業を本格的に推進していこうということであり、これがシナジーの一つであります。

(5) 株式交換比率と1株当たりの純資産額との関係について

<ご意見>

株式交換比率が1株当たりの純資産額を下回るが、それでも株式交換比率が妥当であるかという点について、会社の方と意見交換したい。

<会社見解>

株式交換比率につきましては、招集ご通知でお示いたしましたとおり、第三者算定機関による算定結果を踏まえたものであり、特別委員会からもその公正性は確保されているとの答申を頂いたものであります。

今般の株式交換に際し、少数株主様におかれましては当社の株式の価値について可能な限り高い評価を望まれることは尤もでございますが、当社の株式の客観的価値は市場株価も参照しつつ算定すべき性質のものであるところ、純資産額等は従前から開示されており、当社の株式の市場株価は当該純資産額等を織り込みながら形成されていたものと考えられます。

また、M&A取引における公正な価格の算定において、解散ないし清算を前提とした純資産方式が公正な価格の下限となることが相当でないとの裁判例等も存在することからすれば、少数株主様が受領する最終親会社の株式の価値が当社の1株当たりの純資産額を下回ることは、必ずしも不合理とは言えないと理解しており、このことをもって本株式交換比率の公正性が損なわれるものではないと考えます。

(6) 株式交換比率の交渉経緯について

<ご質問>

第2号議案に関して、株式交換比率が1：3.90は交渉の結果決まったとのことであるが、どのような交渉をしたか教えて頂きたい。

<会社回答>

特別委員会は、第三者算定機関として当社が選定したSMB C日興証券株式会社の試算、及び第三者算定機関として特別委員会が選定したトラスティーズ・アドバイザー株式会社の試算や本件類似事例におけるプレミアム等を参考にしつつ株式交換比率を検討の上、会社に対し、先方の提案した株式交換比率について意見を述べ、会社は当該特別委員会の意見を受け、複数回の交渉を行いました。株式交換比率の1:3.90については、市場株価法との関係では、SMB C日興証券、トラスティーズの算定結果のレンジをいずれも上回っており、また本件類似事例におけるプレミアムの中央値である20%程度のプレミアムを上回っております。加えてDCF法に基づく算定結果との関係では、特別委員会としては少数株主の利益に資する株式交換比率であること、各第三者算定機関の算定結果の下限よりも高い株式交換比率を目指して交渉すべきとの考えの下、会社に対し意見を述べ、会社として最終的に1:3.90で合意したところであります。なお、特別委員会に対しては、特別委員会が本取引を適当ではないと判断すれば、会社としては本取引を行う旨の意思決定を行うことができないとする権限が付与されており、当該権限も踏まえて、会社においては少数株主の利益を確保できるように交渉しました。

3. 基準日と第2号議案について

<ご質問>

今回の株主総会の出席者は2022年3月末日（決算日）の株主であることが要件である。一方、株式交換契約が締結され、開示されたのは5月6日である。

4月1日から5月5日までの間、貴社の株主となった方については、今回の総会に参加することができず、株式交換に係る説明を聞いたり、意見を述べる機会はなく、賛否を問う決議にも参加できないが、問題はないのか？

また、4月1日から5月5日までの間、貴社の株主でなくなった方が、今回の総会で決議に加わることとなるが、その方の投じた第2号議案の賛成票・反対票はどのような根拠を持って、総会の議決に加えるのか？

株式交換比率等は監査完了前の仮の状況に基づき算出されている。監査が完了せず決算の確定ができないことが判明した時点で、第2号議案の上程は延期すべきであると考えますが、どのように考えているのか。

<回答>

【議決権を行使できる株主の範囲について】

定時株主総会における議決権行使をできる株主様の範囲については、法令及び当社の定款の規定に基づくものであり、例年の定時株主総会と同様の取り扱いとなります。

このような進め方に関しては、当社においても弁護士と相談の上、問題ないと考えており、ご理解をいただけますと幸いです。

【計算書類等の報告前に決議する点について】

2022年3月期の決算が確定した場合であっても、株式交換比率に対する影響は軽微であることを想定しております。したがって、第2号議案の上程を延期する必要はないと考えております。

4. 株式交換に反対する場合の選択肢

<ご質問>

「グループ全体での一層の連携強化」は買収する側の視点に立った主張である。私は、貴社の安定した収益、潤沢な余裕資金（現預金・預け金）、堅実な経営基盤、「高圧ガス容器事業の将来性」に魅力を感じ、貴社の株主となった。JFEホールディングスは会社規模、財務体質、経営基盤があまりに違っており、交換後の株式を保有する気にはならない。また、貴社の1株当たり純資産は10,661円であり、株価と大きく乖離している。

算定基準日（2022年5月2日）：JFEコンテナ 4,780円、

JFEホールディングス 1,594円 × 3.9 = 6,216円「そのまま貴社の株式を保有すること」もしくは「JFEホールディングスの株主とならずに、JFEコンテナの株式買取を請求すること」は可能か。可能であれば具体的な手続について教えてほしい。

<回答>

【そのまま当社の株式を保有することが可能かという点について】

第2号議案が可決された場合においては、同議案に反対された株主様におかれましても、当社の株式を保有し続けることはできず、株式交換の実施によりJFEホールディングスの株式を取得することとなります。

【株式買取請求を行使することが可能かという点について】

株式買取請求を希望する株主総会で議決権行使可能な当社株主は、会社法に基づく手続きとして、以下の手続きを行っていただく必要がございます。

1. 2022年6月24日に開催の定時株主総会に先立って、株式交換に反対する旨を会社に通知
2. 定時株主総会で第2号議案（当社とJFEスチール株式会社との株式交換契約承認の件）に反対する旨の議決権行使
3. 効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに株式買取請求権を行使（7月12日から7月31日まで）

なお、上記3の株式買取請求権の行使にあたっては、当社の定める一定の事項を記載した書面にてご請求ください。その際に、個別株主通知受付票及び本人確認書類を添付ください。

さらに、ご請求の際、株主様が当社株式を預託されている証券会社等の口座管理機関に対して、ご請求に係る株式の当社口座への振替申請を併せて行っていただきます。

以上